

米国ペンシルバニア州からの家きん及び家きん肉等の
輸入停止措置について

平成25年2月7日

今般、米国ペンシルバニア州の生鳥市場において、鳥インフルエンザのサーベイランスの結果、低病原性鳥インフルエンザ（H5亜型）の発生が確認されたことから、本日、同州からの家きん及び家きん肉等の輸入が停止されました。

24消安第5415号

平成25年2月7日

動物検疫所長 殿

消費・安全局長

米国ペンシルバニア州からの家きん及び家きん肉等の輸入停止措置
について

本日、米国ペンシルバニア州の生鳥市場において低病原性鳥インフルエンザ（H5亜型）の発生が確認された旨、駐日米国大使館からの情報提供があった。本病の我が国への侵入防止に万全を期するため、米国から日本向けに輸出される家きん及び家きん肉等の取扱いについては、同州における本病の清浄性が確認されるまでの間、下記のとおりとするので、動物検疫に当たっては的確に対応されたい。

記

1 輸入停止措置の対象地域

ニューヨーク州及びペンシルバニア州

2 輸入停止措置の対象品目

- (1) 家きん（鶏、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥及びかも目の鳥類並びにその初生ひなに限る。以下同じ。）
- (2) 家きんの肉及び臓器並びにこれらの加工品等
- (3) 家きんの卵（試験研究用に供される種卵を除く。）及びその加工品（「米国から日本向けに輸出される加熱処理された液卵製品に関する家畜衛生条件」（平成16年12月10日付け16消安第7136号）に基づいて処理された加熱処理液卵を除く。）

3 輸入検査時における消毒措置の対象品目

羽毛